

広島県告示第九百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十五年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

福山市

二 事業の種類

福山夜間成人診療所駐車場拡張工事

三 起業地

1 収用の部分

広島県福山市三吉町南二丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

福山夜間成人診療所（以下「本診療所」という。）は、地方公共団体が設置する病院であり、福山夜間成人診療所駐車場拡張工事（以下「本件事業」という。）は、福山夜間成人診療所条例（平成二十四年九月二十八日条例第六十三号）に基づく病院事業の用に供する施設に関する事業であるため、法第三条第二十四号に該当するものであり、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である福山市は地方公共団体であり、本件事業に係る財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められ、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（一）本件事業は、福山市が、福山市三吉町南二丁目地内において、本診療所の専用駐車場を整備するものである。

本診療所は、福山市、府中市及び神石高原町からなる二次医療圏である福山・府中圏域（以下「当圏域」という。）において、二次救急医療機関受診者の八割以上を占める軽症患者の受診を抑制し、当圏域の救急医療体制を維持するために、平成二十五年五月二十七日に開所され、成人を対象とした夜間の初期救急医療を担っている。本診療所の開所以来、受診者は徐々に増えており、初期救急医療機関としての役割を果たしつつある。

本診療所の所在地は、夜間における初期救急医療体制の拠点として市民の認知を高めるため、年間約一万四千人が受診する福山夜間小児診療所（平成十二年開設）の隣とす

ることにより利用の促進を図っているが、診療時間中に受診者が利用可能な公共交通機関は、福山駅と福山市東部を結び国道二号線を経由する路線バスのみである。当該路線は便数が少ない上に、福山駅方面からは二十時台、東部方面からは二十一時台が最終便となっている。このことから、受診者の九割以上が、自家用車を利用している。

しかしながら、本診療所の専用駐車場は、建物敷地内に身障者用駐車場一台を整備しているのみであり、受診者は隣接する福山すこやかセンター（以下「すこやかセンター」という。）の駐車場を利用している。すこやかセンターの駐車場から本診療所までの距離は約二百メートルと離れており、受診者に体力的な負担を強いている。

さらに、すこやかセンターの駐車場から本診療所へは、市道三吉三十一号線若しくは市道三吉十七号線を経由することになるが、いずれの市道も歩道の設置がなく、幅員は四メートルから六メートルと狭く、診療時間帯が夜間でもあることから受診者が事故の危険性にさらされている。

また、体調不良を訴える一般の受診者が、やむを得ず建物敷地内の身障者用駐車場を利用し、身体障害者に対応できない状況も生じている。

このような状況に対処するため本件事業を計画したものであり、本件事業は、本診療所から市道三吉三十一号線を挟んだ場所に、専用駐車場七台分の整備を行うものである。本件事業が完成すれば、本診療所の専用駐車場が近くに整備されることから、受診者の移動距離が大幅に短縮される。駐車場からの移動距離の短縮により、受診者の体力的な負担を軽減することができ、交通安全面での問題も解消される。さらには、一般の受診者が、やむを得ず身障者用駐車場の利用をせざるを得ない状況を解消でき、本来の設置目的に沿った利用が可能となる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

他方、本件事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地について、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、起業者が「広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、本件事業の位置の選定については、診療所南西案（以下「申請案」という。

）のほか、診療所南案及び診療所南東案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、事業費が最も廉価となることから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 3(一)で述べたように、本診療所の専用駐車場が近くに整備されることは、受診者の体力的な負担を軽減することができ、交通安全面での問題も解消される。さらには、一般の受診者が身障者用駐車場を利用せざるを得ない状況も解消され、当圏域の救急医療体制の維持を目的とした本診療所の医療サービスの向上に寄与するものである。以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
- (二) 起業地は、本事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。
- (三) 本事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

- (四) したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

福山すこやかセンター（福山市保健福祉局保健部総務課）